

末の松山配水場他運転管理等包括業務委託

募集要領

令和6年8月

多賀城市上下水道部施設整備課

目 次

1	募集の趣旨	1
2	業務概要	1
3	業務委託金額上限額	1
4	選定方式	1
5	プロポーザル実施スケジュール	1
6	応募者の要件	2
7	募集要領の配布	3
8	参加申込の手続き	3
9	資格確認結果及び提案要請書	4
10	現場説明会	4
11	質疑・回答	4
12	提案書の提出	5
13	提示条件	6
14	提案書の審査	6
15	候補者の選定方法	6
16	審査結果	6
17	失格	6
18	契約に関する事項	7
19	留意事項	7
20	問合せ先及び各書類提出先	8
	別紙1 業務委託する施設・設備等	9
	別紙2 リスク分担表	11

末の松山配水場他運転管理等包括業務委託募集要領

1 募集の趣旨

多賀城市上下水道部（以下「上下水道部」という。）は、水道施設の維持管理等の効率化及び経営の合理化を目的に、末の松山配水場他において「末の松山配水場他運転管理等包括業務委託」（以下「本委託」という。）を実施するものである。

本委託に係る契約に相手方となる事業者の選定にあたり、公募型プロポーザルの実施方法等、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務委託名

末の松山配水場他運転管理等包括業務委託

(2) 業務内容

多賀城市上下水道部が管理する施設等の管理運営及び配水場運転に係る一切の業務（詳細は「末の松山配水場他運転管理等包括業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

ただし、委託業務開始前の3カ月程度は準備及び事務引継ぎ並びに習熟運転期間とし、当該期間に係る費用は受託事業者の負担とする。

(4) 業務場所

末の松山配水場他、上下水道部が管理する施設等（詳細は「別紙1」のとおり）

3 業務委託契約上限額

一金 682,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 選定方式

本委託では、公募型プロポーザル方式により広く企画・提案を募集し、最も優れている提案を特定し民間事業者と協議を行う。

5 プロポーザル実施スケジュール

プロポーザルの実施スケジュールは下記のとおりとする。ただし、災害や不慮の事故等によりスケジュールを変更する必要がある場合にはホームページ等でお知らせするものとする。

項 目	日 時
募集公告及び募集要領等の公表	令和6年 8月30日（金）
参加表明書及び資格確認書提出期限	令和6年 9月10日（火）
資格確認結果及び企画提案要請通知	令和6年 9月17日（火）

現場説明会（希望者）	令和6年 9月25日（水）
質問受付期限	令和6年 9月27日（金）
質問回答期限	令和6年10月 4日（金）
企画提案書等提出期限	令和6年10月18日（金）
審査（提案プレゼンテーション）	日時等については別途通知
審査結果通知	令和6年11月29日（金）
契約締結	令和6年12月20日（金）
本委託習熟運転期間	令和7年 1月 1日（水） ～3月31日（月）
委託業務開始	令和7年 4月 1日（火）

6 応募者の要件

参加できる者は、上水道施設の運転管理を円滑に遂行可能であり、健全な財務能力を有することが明らかであり、参加資格審査日において、次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 参加者は1者単独とする。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和5・6年度における多賀城市の競争入札参加資格の承認を得ている者で、多賀城市指名競争入札参加資格承認名簿において、「物品・役務提供」に登録している者であること。
- (4) 宮城県内に本店又は請負契約締結について本店から受任された支店若しくは営業所を有している者であること。
- (5) 多賀城市有資格業者に対する指名停止措置基準（平成15年多賀城市告示第26号）に定める指名停止及び指名回避の期間中でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者であること。
- (8) 多賀城市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年多賀城市告示第116号）別表の措置要件のいずれにも該当しないこと。
- (9) 過去10年間に、16,000m³/日以上配水コントロールを行う水処理施設（上水道又は工業用水事業に係るもの。）において、次のアからイの実績を有すること。

ア 水処理施設（上水道又は工業用水事業に係るもの。）に係る運転監視業務を3年以上元請（共同事業等については代表企業に限る。）として実施した実績

イ 電気計装設備又は機械設備の新設又は更新工事を元請として完成した実績

- (10) 過去10年間で、水処理施設の運転管理業務等を受託後、契約期間内に契約解除等の契約不履行（委託側又は受託側の申し出に関わらず）等に該当したことがないこと。
- (11) 技術士（技術士法（昭和58年4月27日法律第25号）第32条第1項に規定する上下水道部門「上水道及び工業用水道」、上下水道部門「下水道」のいずれかに登録している者）が1名以上在籍

していること。

- (12) 水道法（昭和32年6月15日法律第177号）第24条の3に規定する水道技術管理者の資格を有しており、総括責任者として配置できる者であること。
- (13) 配置予定技術者は、責任者（副含む）が水道浄水施設管理技士2級又は水道管路施設管理技士2級を有し、配置予定人員の全体の半数以上が水道浄水施設管理技士3級又は水道管路施設管理技士3級以上を有する者とする。
- (14) 配置予定技術者は、全員、雇用期間の定めのない社員あるいは契約社員（再雇用）、自社社員とすること。
- (15) 国際標準化機構が発行した、ISO9001及びISO14001の認証取得していること。ただし、認証範囲として水道施設等の運転維持管理を含めていること。

7 募集要領の配布

募集要領等を次のとおり配布する。

- (1) 配布日 令和6年8月30日（金）から 土曜・日曜日、祝日を除く。
配布を受けたら募集要領等配布名簿（様式第1-1号）を提出すること。
- (2) 配布場所 多賀城市上下水道部施設整備課及び市ホームページ

8 参加申込の手続き

(1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、実施要領、仕様書及び関係法令等の各規程を理解した上で、次の書類を2部（正本1部、副本1部、副本は正本を複写したものも可。）提出すること。

- ア 参加表明書（様式第2-1号）
- イ 委任状（当該契約においてのみ代理人を置く場合に限る。）（様式第2-2号）
- ウ 多賀城市暴力団排除条例に係る誓約書
- エ 会社概要書
- オ 業務経歴書
- カ 登記簿謄本（法人登記）（発行後3カ月以内のもの。）
- キ 直近3期分までの貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書
- ク 技術士（上下水道部門）の在籍を証明する書類又は写し
- ケ 水道技術管理者及び水道浄水施設管理技士又は水道管路施設管理技士の有資格者の在籍を証明する書類又は写し
- コ 申請日現在有効な建設業許可の通知書の写し又は証明書
- サ 競争入札参加資格審査結果通知書の写し
- シ 建設業の許可を受けた営業所表（様式第2-3号）
- ス 参加条件となる運転監視業務実績及び工事施工実績調書（様式第2-4号）
- セ 上記「ス」の実績を証明する書類
 - (ア) 委託又は工事の契約書の写し
 - (イ) 委託又は工事の契約書に添付された仕様書、施工調書等及び委託又は工事完成検査結果通知

書の写し等履行を証明できるもの及び対象施設の概要がわかる資料

ソ 上下水道部が必要に応じて提出を求める資料（様式第2－1号の付表に示すもの。）

(2) 提出期限 令和6年9月10日（火）午後4時まで（必着）

注1 持参の場合は、土曜・日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時までとし、事前に受付時間の予約をとること。

注2 郵送の場合は、封筒に「参加申込書等在中」と記載し、期限までに到着するように提出すること。

(3) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留）

9 資格確認結果及び提案要請書

資格確認の結果は様式第1－4号により、文書又は電子メールで通知し、あわせて提案要請書（様式第1－5号）を送付する。

資格要件がない旨の通知（様式第1－6号）には、その理由を示すが、結果の経緯及び審査内容に関しての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

10 現場説明会

具体的な業務内容等について、参加希望者の理解を深め、本市の意向に沿った企画提案書に提出を促すために現場説明会を開催する。参加は任意とし、参加の有無は審査に影響しない。

参加希望者は、現場説明会参加申込書（様式第1－2号）に必要事項を記入し、電子メールにて令和6年9月20日（金）まで提出すること。

日 時 令和6年9月25日（水） 午前10時から午後4時まで

場 所 末の松山配水場

- 留意事項
- ・当配水場へは直接・間接を問わず、質問等を行わないこと。
 - ・当日は募集要領等の資料を配付しないので各自持参すること。
 - ・希望する参加者全員の腸管検査結果書（原本・コピー又は再発行）を実施前までに提出すること。（6カ月以内のもの（厳守））
 - ・応募者多数等の場合は、別日を指定することもある。

11 質疑・回答

(1) 質問方法

募集要領等に関する質問については、質問書（様式第1－3号）に内容を簡潔にまとめて記入し、電子メールにて提出すること。電話又は口頭による質問は受け付けない。また、質問期限以降の質問は受け付けない。

(2) 期限

令和6年9月27日（金）午後4時まで（必着）

(3) 回答方法

令和6年10月4日（金）までに、質問書に記載したメールアドレス宛に、電子メールにて回答する。

1 2 提案書の提出

提案要請書を送付された応募者は、次により提案書を提出すること。

(1) 提出書類

ア 提案提出届（様式第3号）

イ 提案書

提案書については、正本として次の(ア)から(キ)のを1部、副本として同様に綴じたものを15部提出すること。（副本はコピーでも可とする。）

(ア) 基本方針（様式第3-1号）

(イ) 運転管理業務に関する事項（様式第3-2号）

(ウ) 保守管理業務に関する事項（様式第3-3号）

(エ) 薬品等調達業務に関する事項（様式第3-4号）

(オ) 危機管理に関する事項（様式第3-5号）

(カ) 技術の伝承に関する事項（様式第3-6号）

(キ) その他業務委託に関する提案（様式第3-7号）

ウ 見積書、明細書（様式第4号）

(ア) 見積書（様式第4-1号）

(イ) 業務費内訳明細書（様式第4-2号）

(2) 作成要領

ア 提案書は、別添様式集を使用し、サイズは日本工業規格「A4版」縦置き横書き、日本語で作成し、片面印刷で左綴じとする。

イ フォントは原則として、MS明朝体10.5ポイント、用紙スペースは上下左右とも25mmで統一すること。ただし、図表等については「A3版」で折り込み可とする。

ウ 提案要請書に記載されている「提案事業者番号」を必ず記入すること。

エ 各提案に対するページ数の制限は、小項目1項目つき1ページ以内にまとめること。また、図や表の資料は指定ページに含まないが、説明用の文書は記入しないこと。

オ 各提案書には、ロゴマークを含め、提案者が特定できる社名等を記載しないこと。

(3) 提出期限

令和6年10月18日（金）午後4時まで（必着）

注1 持参の場合は、土曜・日曜日、祝日を除く午前9時から午後4時までとし、事前に受付時間の予約をとること。

注2 郵送の場合は、封筒に「参加申込書等在中」と記載し、期限までに到着するように提出すること。

(4) 提出方法 持参又は郵送（配達証明付き書留）

(5) 参加を辞退する場合

提案要請された応募者が、以降の参加を辞退する場合は、参加辞退書（様式第1-7号）を1部、令和6年10月18日（金）午後4時までに提出すること。ただし、提出されたすべての書類は返却しない。

1 3 提示条件

応募者は、以下に提示する条件に基づき、提案書を作成すること。

(1) 提案に関する条件

募集要領、仕様書及び要求水準書等により、提案書を作成すること。

(2) リスク分担

上下水道部と事業者のリスク分担については、別紙－２「リスク分担表」によるものとする。

なお、必要な内容については、契約約款に定めるものとする。

1 4 提案書の審査

(1) 審査

提案書の審査を行い、順位付けを行う。審査事項については、別紙「末の松山配水場他運転管理等包括業務委託に伴う公募型プロポーザル方式における契約候補者選定基準」（以下「選定基準」という。）に示す。

(2) 審査の流れ

ア 提案内容の基礎審査

提案書に記載された内容が、選定基準に示す基礎審査項目を満たしていることを確認する。基礎審査項目について１項目でも満たされないことが確認された場合は失格とする。

イ 提案内容の定量化審査

提案書に記載された内容について、応募者からのプレゼンテーションの実施後、選定基準に示す得点化基準に従い末の松山配水場他運転管理業務等包括業務委託に係る事業者選定審査委員（以下、「審査委員」という。）なお、審査委員の審査は非公開とし、審査の経緯及び審査の内容に関しての問合せには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

プレゼンテーションの実施については、様式第１－８号により別途通知する。

1 5 候補者の選考方法

各評価項目を得点化し、応募者からの提案書について審査委員による審査を経て最優秀提案者、次点を優秀提案者として特定する。

最優秀提案者を優先契約交渉権者として選定し、様式第１－９号にて通知する。また、優秀提案者を次順位者として選定し、様式第１－１０号にて通知する。

1 6 審査結果

審査結果については、結果の如何にかかわらずすべての応募者に通知をするとともに、委託先として選定された応募者を本市ホームページに掲載する。

1 7 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

(1) 提出期限内に提案書が提出されなかった場合

(2) 提案書に虚偽の記載があった場合

- (3) 公募要領等に違反すると認められた場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) 見積金額が予定金額を超えた場合

1 8 契約に関する事項

(1) 契約手続き

上下水道部は契約候補者と詳細協議を行い、協議が成立した場合には本事業を実施する契約侯者として決定する。また、参加者が1者でも、参加資格を有し、審査委員で契約候補者に選定され、上下水道部と協議が成立した場合は契約候補者として決定する。

協議が成立しなかった場合又は契約の締結までに契約候補者が失格した場合は、次順位者と詳細協議を行う。

なお、次順位者と協議が成立しなかった場合又は契約の締結までに次点者が失格した場合は、順次、次の順位者と詳細協議を行う。

(2) 委託額の決定

上下水道部は、事業者から見積書を徴収し、契約上限金額の範囲内で、契約を締結する。

(3) 契約保証金

委託料の額の100分の10以上とする。

ただし、多賀城市上下水道部契約規程（平成8年水道部規程第9号）第21条の規定に該当する場合は免除する。

1 9 留意事項

(1) 応募要領等の承諾

応募者は、提案書の提出をもって、応募要領等及び質問回答の内容に承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

(3) 著作権

応募者から募集要領等に基づき提出される書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、上下水道部は、本委託の範囲において公表する場合、その他上下水道部が必要と認める場合には、募集要領等に基づき提出される書類の内容を無償で利用できる。

(4) 提出種類の取り扱い

提出された書類については変更できないものとし、また、返却しない。

(5) 上下水道部からの提示資料の取り扱い

上下水道部が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(6) 一応募者の複数提案の禁止

一応募者は、一つの提案しか行うことができない。

(7) 虚偽の記載の禁止

参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書又は提案書を無効とする。

(8) 提案書提出の制限

応募者の資格を有すると確認を受けた者であっても提案書の提出期限日において資格要件を満たしていないとき、又は応募者の制限に該当したときは、提案書を提出することができない。

(9) その他

募集要領等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合は、参加者に通知する。

20 問合せ先及び各書類提出先

〒985-0873

宮城県多賀城市中央2丁目25番7号

多賀城市上下水道部施設整備課上水道施設係

電話：022-368-3113

FAX：022-368-3125

メール：shisetsu@city.tagajo.miyagi.jp

別紙 1

業務委託する施設・設備等

対象施設

- 1 岡田集水場・岡田水源 1 号井から 4 号井及び各水源井から集水場までの導水管路（休止）
- 2 岡田集水場から末の松山配水場までの導水管路（休止・電気防食装置含む）
- 3 末の松山配水場
- 4 配水池（森郷配水池、天の山配水池、市川配水池）
- 5 森郷第二緊急遮断弁（休止）、高平減圧弁、矢中減圧弁
- 6 仙台分水（分水点から末の松山配水場までの管路含む）
- 7 新田水源 1 号井から 4 号井並びに導水管路（廃止）
- 8 新田地盤沈下観測所（廃止）・新田地区非常用災害井戸・岡田地下水観測所（休止）
- 9 市内配水管路（電気防食装置及び水管橋）

施設等所在地

No.	施設名称	施設住所他
1	末の松山配水場	多賀城市八幡 2 丁目 1 1 - 1 1
2	岡田集水場（休止）	仙台市宮城野区福室字田中前 2 番
3	仙台分水点	多賀城市町前 4 丁目 2 0 0 - 2
4	新田水源 1 号井（廃止）	多賀城市新田字南関合 5 1 - 2
5	新田水源 2 号井（廃止）	多賀城市新田字南関合 5 3 - 1 1
6	新田水源 3 号井（廃止）	多賀城市新田字南安楽寺 4 5 - 4
7	新田水源 4 号井（廃止）	多賀城市新田字上河原 4 5 - 1
8	岡田水源 1 号井（休止）	仙台市宮城野区蒲生字西沼沢 2 0 - 2
9	岡田水源 2 号井（休止）	仙台市宮城野区岡田字春日田 5 3 - 2
1 0	岡田水源 3 号井（休止）	仙台市宮城野区福田町南 2 丁目 4
1 1	岡田水源 4 号井（休止）	仙台市宮城野区鶴巻 1 丁目 4
1 2	市川配水池	多賀城市市川字大久保 3 0 - 2
1 3	天の山配水池	多賀城市笠神 2 丁目 8 - 1 0
1 4	森郷配水池	利府町森郷字大窪南 6 6 - 5
1 5	高平減圧弁	多賀城市城南 1 丁目 1 番地内
1 6	矢中減圧弁	多賀城市浮島字矢中地内
1 7	森郷第 2 緊急遮断弁（休止）	利府町加瀬字稲葉崎地内
1 8	高砂大橋（電気防食装置）	仙台市宮城野区下河原 1 丁目地内
1 9	岡田導水管路（休止）	各水源井→集水場→末の松山配水場
2 0	新田導水管路（廃止）	各水源井 1 ～ 4 号
2 1	岡田地下水水位観測井（休止）	仙台市宮城野区福室字田中前 2 番
2 2	新田地盤沈下観測井（廃止）	多賀城市新田字中地内
2 3	新田地区非常用災害井戸	多賀城市新田字北安楽寺地内

No.	施設名称	施設住所他
2 4	塩釜街道踏切西側（電気防食装置）	多賀城市山王字北寿福寺 1 番地内
2 5	塩釜街道踏切東側（電気防食装置）	多賀城市山王字北寿福寺 1 3 番地内
2 6	中央公園～城南小（電気防食装置）	多賀城市城南 1 丁目 1 5 番地先
2 7	山王踏切（電気防食装置）	多賀城市山王字東町浦 3 1 番地内
2 8	下馬第二踏切西側（電気防食装置）	多賀城市伝上山 3 丁目 2 1 番地内
2 9	下馬第二踏切東側（電気防食装置）	多賀城市下馬 5 丁目 1 番地内
3 0	市川橋（電気防食装置）	多賀城市市川字中谷地地内
3 1	鴻ノ池橋（電気防食装置・水管橋点検）	多賀城市城南 2 丁目 1 番地内
3 2	樋ノ口大橋（電気防食装置・水管橋点検）	多賀城市高崎字樋ノ口地内
3 3	鎮守橋（電気防食装置・水管橋点検）	多賀城市八幡 2 丁目地内
3 4	八幡橋（電気防食装置・水管橋点検）	多賀城市八幡 3 丁目地内
3 5	笠神新橋（電気防食装置・水管橋点検）	多賀城市鶴ヶ谷 1 丁目 6 番地内
3 5	念仏橋（電気防食装置・水管橋点検）	多賀城市大代 1 丁目地内
3 6	中峰橋（電気防食装置・水管橋点検）	多賀城市大代 4 丁目 1 5 番地内
3 7	橋本橋（電気防食装置・水管橋点検）	多賀城市大代 1 丁目地内
3 8	大代橋西側・東側 （電気防食装置・水管橋点検）	多賀城市大代 1 丁目地内
3 9	臨海鉄道高架下（電気防食装置）	多賀城市町前 1 丁目地内
4 0	天の山系送水管国道 4 5 号横断部 （電気防食装置）	多賀城市八幡 3 丁目 7 番 1 7 号先
4 1	新田橋水管橋（六歳西後 1 号橋） （水管橋点検）	多賀城市新田字後地内
4 2	水管橋（南関合 5 - 1 号橋）（水管橋点検）	多賀城市新田字南安楽寺地内
4 3	天神橋水管橋（水管橋点検）	多賀城市留ヶ谷 3 丁目 6 番地内
4 4	野田橋水管橋（水管橋点検）	多賀城市留ヶ谷 3 丁目 5 番地内
4 5	せせらぎ橋水管橋（水管橋点検）	多賀城市留ヶ谷 3 丁目 3 番地内
4 6	清水橋水管橋（水管橋点検）	多賀城市留ヶ谷 3 丁目 1 番地内
4 7	おもわくの橋水管橋（水管橋点検）	多賀城市中央 3 丁目 1 9 番地内
4 8	紅葉橋水管橋（水管橋点検）	多賀城市中央 3 丁目 1 8 番地内

リスク分担表

No.	リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
			委託者	受託者
1	入札・契約説明	水道施設の能力、環境条件及び許認可関連等、委託者側から提供された施設及び条件に乖離があった場合に関するもの	○	
		入札説明書等の誤り、入札説明内容の変更に関するもの	○	
2	事業範囲の変更	本業務の業務範囲が縮小、拡充等変更を要する場合の経費は委託者の責任とする。	○	
		本業務の業務範囲の縮小、拡充等により受託者が被った損害は委託者が補償する。	○	
3	契約締結	委託者の責による締結不能、又は契約の延期に関するもの	○	
		受託者の責による締結不能、又は契約の延期に関するもの		○
4	法令等の変更	本業務に直接関係する法令等の変更又は規制強化により業務の履行が不可能となった場合、又はそれを回避するための費用負担	○	
		受託者の作成する業務履行計画書等の不備、施設・設備との不適合によるもの。受託者の責により関係機関の行政指導等により中断、停止あるいはこれに伴う費用負担		○
		消費税の変更	○	
		受託者の利益にかかる税制の新設、変更に関する費用		○
5	第三者への賠償	受託者の故意又は過失による事故等により、第三者に損害が生じた場合		○
		受託者の責めに帰すべき事由による水質異常により第三者に損害が生じた場合		○
		受託者の責めに帰すべき事由により、通常避けることができる騒音、振動、有害物質の排出等によって第三者に損害が生じた場合		○
		受託者の更新申請にもかかわらず委託者が必要な施設の更新を行わなかったため、第三者に損害が生じた場合	○	
		天災、テロ又は原水及び受水の水質異常等の事由による給水停止等により第三者に損害が生じた場合	○	
		上記の第三者への損害の発生が、受託者が委託者へ速やかな報告を行わなかったこと、又は、受託者が適切な対応を行わなかったこと等に起因する場合		○
		受託者の責めに帰すべき場合を除き、騒音・振動・有害物質の排出等によって第三者に損害が生じた場合	○	

No.	リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
			委託者	受託者
6	事故・災害	受託者の不注意・故意による事故・災害の発生		○
		上記以外（不可抗力）による事故・災害	○	
		施設・設備の劣化等による事故・災害 （劣化が受託者の報告によりあきらかなもの）	○	
		上記事故・災害が受託者が委託者へ速やかな報告を行わなかったこと、又は受託者が適切な対応を行わなかったこと等に起因する場合		○
7	契約不履行	施設・設備の機能・性能不足によるもの	○	
		受託者の作成する運転管理計画書等の不備、施設・設備との不適合によるもの		○
		委託者による指示書等の内容不備によるもの	○	
		受託者側の労使間における労働争議によるもの		○
		業務遂行上の不備（監視制御、補修、管理、記録、連絡調整の不備等）		○
		契約終了時の業務引継の不備によるもの	○	○
8	財務	委託者側の支払遅延、不払等によるもの	○	
		受託者の倒産等によるもの		○
9	物価変動	インフレーションにより業務費用の大幅な増加があった場合、受託者は増加分を明らかにし委託者へ増 加請求できるものとする。	○	
		デフレーションにより業務費用の大幅な低下があ った場合、委託者は増加分を明らかにし受託者へ返還 請求できるものとする。		○
10	環境問題	受託者の責めに帰すべき事由に起因する環境規制違 反、環境汚染等による対応		○
		上記以外（不可抗力）による環境規制違反、環境汚染 等による対応	○	
11	委託の中止・延期	受託者に責めがなく、一方的に業務の中止・延期を勧 告する場合には、業務の契約残存期間について受託 者に補償する。	○	
		委託者の債務不履行により、業務が継続できない場 合には、業務継続ができない契約残存期間について 受託者へ補償する。	○	
		受託者の債務不履行により、契約が解除された場合 には違約金を支払う		○
12	費用増加	原水及び受水の条件等の変動により、施設の機能・性 能上、要求水準を満足できないことにかかる費用負 担	○	
13	不可抗力	天災・暴動等不可抗力により業務を実施できなくな った場合又は著しく困難となった場合、その対応及 び追加費用の負担	○	
		受託者の責任において設置した設備の復旧に要する 費用負担		○

No.	リスクの種類	リスクの内容	リスク負担者	
			委託者	受託者
14	水量・水質変動	設備に異常や老朽化等明らかに要求水準を満たせない条件がある場合	○	
		上記条件がある場合に、受託者が委託者へ速やかな報告を行わなかったこと、又は適切な対応を取らなかったこと等に起因して被害が発生した場合		○
		上記条件がある場合、受託者から委託者へ速やかに報告すること		○
		委託者の責任で安定的に原水及び浄水受水が確保されなかった場合	○	
		受水した浄水の水質が要求水準を満たしていなかった場合	○	
		受託者の責めに帰すべき事由に起因する住民訴訟・苦情（断水・水質悪化等に伴うもの）		○
		上記以外による住民訴訟・苦情（断水・水質悪化等に伴うもの）	○	
15	事業終了後の原状回復	受託者が変更又は改良を行った施設、設置した設備を事業終了段階において現状に復し又は撤去するために発生した費用		○
		既存施設が通常の減耗の範囲を超えて劣化、損傷、減少等のある場合、その回復にかかる費用		○